

下水道で 住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業等により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

公共下水道の整備状況

平成18年7月現在42ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。公共下水道事業により、7月から下水道が使用できる区域は主に次のとおりです。

磯岡・東館南部・大町・富士山・城台の一部、雇用促進住宅

接続はお早め!

下水道が使用可能になった区域では、すみやかに下水道に接続することが法令等で義務付けられています。下水道に接続するために必要な排水設備工事は、町指定工事店に直接お申込みください。なお、下水道（農業集落排水処理施設を含みます）の使用可能区域で、まだ接続されていないご家庭は、早急に接続をお願いします。

▼問い合わせ先 上下水道課 業務係 ☎9144 農業集落排水係 ☎9168
公共下水道係 ☎9172

下水道を使用される 皆さんへのお願い

次のことを守って、下水道を上手に使ってください。

- ・ 町の下水道は汚水専用です。雨水は流せません。
- ・ 水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙を使用しないでください。
- ・ 台所では、野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください（自宅の排水管が詰まる一の原因です）。
- ・ 洗剤は、有機リンを含んだものを使用しないでください。
- ・ 下水道に有害物質を流さないでください（ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因になります）。
- ・ 公共枞には、雨水・土砂・木片・ビニール類を流さないでください。

児童手当制度が改正されました 〔支給対象年齢の拡大・所得制限の引き上げ〕

◎ 拡大の内容

支給対象年齢が、小学校3年生（9歳到達後最初の年度末まで）から、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末まで）に拡大し、所得制限額も引き上げられました。

また、9月30日までに認定請求することにより、4月分（または、支給要件に該当した日）までさかのぼって支給されます。

ただし、改正前の所得制限限度額内の人は、申請した日の翌月分から支給となります。

▼ 申請が必要な人

- ・ 小学校5・6年生を養育している人
 - ・ 受給していない人は認定請求書、受給中の人は額改定認定請求書の提出が必要です。
 - ・ 所得制限等により受給していない人
- ※認定請求書の提出が必要となります。

▼ 支給額

第1子・第2子 5,000円
第3子 10,000円

▼ 添付書類等

○ 認定請求の場合

- ・ 健康保険証のコピー（ただし、国民年金加入者は保険証の提示が必ずです）

※被保険者（養育者）の氏名、生年月日が確認できる部分のコピーが必要です。

- ・ 印かん
- ・ 受給者本人名義の銀行口座
- ・ 児童手当所得証明書

平成18年1月2日以降に転入した人は、平成18年度分と平成17年度分が必要で

す。平成17年1月2日から平成17年12月31日の間に転入した人は、平成17年度分が必要です。

※平成18年度分は、平成18年1月1日に、平成17年度分は、平成17年1月1日に住民登録をしていた市役所、町村役場で交付してもらってください。

○ 額改定認定請求書の場合

・ 印かん

▼ 問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係

☎9130

